

松 山 大 学 論 集
第 28 卷 第 4 号 抜 刷
2 0 1 6 年 10 月 発 行

むらと土地（I）

——むらの戦後70年の変貌過程と農地中間管理事業——

加 藤 光 一

むらと土地（I）

—— むらの戦後 70 年の変貌過程と農地中間管理事業 ——

加 藤 光 一

プロローグ

I. 定点調査地酒田市新青渡集落と利用データ

1. 定点調査地酒田市新青渡集落
2. 利用データ
 - (1) 1945 年以前及び 1948 年までのデータ
 - (2) 1955 年, 1961 年, 1969 年の財団法人労働科学研究所『労働力基本調査個票』
 - (3) 1986 年 3 月集落悉皆調査（財団法人日本農業研究所 1986 年度独自調査）
 - (4) 1995 年 7 月集落悉皆調査
 - (5) 2015 年 11 月及び 2016 年 2 月農家調査

II. 旧「北平田村農地改革」の特殊性と「むら」の農地改革実施過程

1. いわゆる旧北平田村農地改革の特殊性
 - (1) 戦前の旧北平田村の農業構造の特質
 - (2) いわゆる旧「北平田村農地改革」の特殊性
2. 新青渡集落の農地改革実施過程
 - (1) 新青渡集落の農地改革前後の状況
 - (2) 農地改革の一筆ごとの土地移動状況
3. 小括－農地改革による自作農的「富農層」の形成－（以上本号）

III. 新青渡集落における土地の戦後変動過程（概観）（以下次号）

IV. 農地中間管理事業への取り組み

V. 自作農システムから会社法人システムへの転換－若干の展望－

プロローグ

日本農業は「高齢化・担い手不在・耕作放棄地」という三重苦に呻吟しており、まさに危機・解体状況にある。この危機・解体状況をどのように打開するのか、すなわち日本農業の危機・解体という構造的問題を再生するには極めて高いハードルの制度設計が切望されている。とりわけ、「構造政策」という劇薬は大規模経営＝スケールメリットの追求であり、それを行うには「所有（権）の転換」が最も効果的である。しかし、その劇薬は言わば癌細胞を叩く化学療法の性格を有している。悪い細胞を叩く一方で良性の細胞をも同時に叩くというもので、必ずしも最良の方法であるか、どうかは疑わしい。すなわち、この「構造政策」は日本農業が持っていた独自の優位性をなくし、結果的には、手の打ちようのない状況にも陥れる可能性をも持ちあわせている。かかる状況のもと、本格的な所有（権）の転換を示唆するような施策・事業が準備され、紆余曲折を経ながらも2013年12月5日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び農業の構造改革を推進するための「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が成立し同年12月13日に公布され、「農地中間管理事業」（通称「農地中間管理機構法」）¹⁾がスタートした。その成立過程で議論さ

1) 2013年12月5日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び農業の構造改革を推進するための「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が成立し、12月13日に公布された。この法律の出てくる経過については詳細な検討が必要であるが、その成立過程＝制度設計について最低認識しておかなければならないのは次の点だ。そのことを原田純孝は「成立過程に表れた4つの文脈と制度設計への影響」として整理し、第一は農水省の考え方、農政・農地政策上の要請、第二に、地域農業の現場や関係業務の担当者の考え、要請、第三に政権ないし官邸サイドからの成長戦略の一環としての農業構造改革の加筆・急速化を求める文脈・要請、第四に、第三の文脈・要請に裒さしつつも、独自の内容と論理を有する財界サイドの要求・要請と分類し、この四つの文脈・要請のせめぎあいも成立にも影響を与えたと述べている。私は第三、そして第四の文脈・要請に一種の危機感を感じている。すなわち、「企業の農業参入促進」がもたらす結果は何か、「企業的土地所有」への地ならし、すなわち「資本に適合的な土地所有形態」を招来していることだ。尚、原田はバランス感覚に優れているので私のような言い方はしないが、真意は同じかもしれない。原田純孝「農地中間管理機構創設の意義と問題点－制度的見地からの検討－」谷口信和編集代表、石井圭一編集担当『日本農業年報61 アベノミクス農政の行方－農政の基本方針と見直しの論点－』農林統計協会、2015年、61～89頁。

れていたのは極めて「稚拙」かつ「拙速」だと言われ、様々な問題が噴出し現場の農村は「揺れに揺れ」ている。従来の構造政策では、その選択は農家に任せられ「自己選別」を強いることはあったが「強制的な選別」はなかった。今回の「農地中間管理事業」は、形式的には自己選別を前提にしながらも、その基本的な方向は、「強制的な選別」、「振り落とし」に繋がる可能性が大きい。その結果、現場の農家間に分断をつくり、それに参加しない場合には生き残りの道は閉ざされる可能性を秘めている。このことが何を意味するのかを考えると、「所有」という根本問題に関わる政策、制度設計等は、「軽々に触れてはならない」²⁾ことを認識しておかなければならないことだ。

この「農地中間管理事業」の施行は、戦後日本農業の起点である農地改革以来の大転換、所有の大転換であると言っても過言ではない、何故ならば、ついに自然人でもない、または農事組合法人でもない一般法人・企業にも「積極的な農業への参入を促すもの」となったからである。もちろん、かかる農業への参入ははまだ借地形態での範囲という若干の留保をつけた、企業の農地所有＝取得は認められないものではある。しかし企業の農地所有＝「企業的土地所有」への途は完全に開放され、それに誘導する「事業」が実施されれば、企業の農地所有は担保されていると考えてよいので、「企業的土地所有」は時間の問題であろう³⁾

そこで、本稿は、第一に、農地改革で成立した「自作農的土地所有」から今回の「農地中間管理機構法」の成立・施行による「企業的土地所有」への転換、

2) かつて、農地改革時に山田盛太郎は次のような示唆的な文言を残している。

「土地所有は所有の基本である。土地所有制度の変革は政治的一大変革の基礎をなすものである。軽々に触れることはゆるぎされない。しかも一度触れられたならば、徹底的に最後迄、遂行されるべきものでなければならない。一つの時代を画するべきものでなければならない。しからば（＝さなくば（引用者加藤）無用の紛擾を巻き起こすに過ぎないであろう）」（下線は引用者加藤）。

この文言は土地所有が所有の根幹であり、その土地変革＝改革に対する基本的な姿勢を、またその *sollen* が如実に表現されているからあえて引用した。極めて稚拙で拙速の感が強い今回の農地中間管理事業が、現場の農村に無用な紛擾を起こしている。それはこの報告の後に明らかになるが、見えない農家間の対立・分断を起こしている。

その動態過程を概観することである。尚、具体的実証の場は東北庄内地方の一農村集落を前提にしている。第二に、その動態過程（2016年現段階）＝具体的な変貌過程を定点調査してきた山形県酒田市新青渡集落を具体的実証の場にして、かかる農地中間管理事業がどのように実施されようとしているかを検証することである。その場合、あくまでも農村集落＝むらにおける「土地」が戦後70年間にどのように土地編成されたか、に論点を絞り簡単に確認してから検討しておきたい。かかる農村集落＝むらと土地がどのような関係性を示しているかを酒田市新青渡集落をもとに明らかにするが、その酒田市新青渡集落に関するデータは、①1947年当時の農地改革に関する資料、②1950年代・1960年代の集落悉皆調査データ（1955, 1961, 1969年）、③1987年集落悉皆調査、④1995年集落悉皆調査データ、そして⑤2016年農家調査データが存在する。但し、1970年代のデータが欠けているが、戦後70年の動向をトレースすることが可能で、むらにおける「土地と人の戦後70年」を記録することでもある。それがたとえ一つの農村集落＝むらであろうとも同時に日本農業・農村における戦後70年の変貌過程を具体的に考えることになる。それは、やや理念的・抽象的に「自作農的土地所有」システムから「企業的土地所有」システムへの転換というシェーマを提示するのではなく、具体的な「むらと土地」の関係性がどのような変動過程を経て転換しようとしているかをみることになるからだ³⁾。

3) ここで言う「企業的土地所有」という概念については説明が必要である。戦後改革の一つである農地改革によって成立した戦後自作農＝「自作農的土地所有」は、その基本は、耕者有其田の三位一体のものである。すなわち、地主、資本家（経営者）、労働者の性格を一体とした、自分が所有し、自らが経営し、自らが労働しその成果を享受するものである。その意味からすれば、ここで言う「企業的土地所有」とは、自然人である人間ではなく、一般的な法人、ここでは企業が土地所有することを指している。しかし、現実には農業への企業参入は借地では認められているが、いまだ企業の直接的な農地所有は認められていない。同時に、自然人ではない、農家ではない農業組合法人には認められている。今回の農地中間管理機構法では農家が構成メンバーとして設立している会社の場合も含めて考えると、実質的には企業的土地所有と言えるかもしれない。農地中間管理機構法の施行についてはいくつかの留保が付いた問題があるが、その点は後のⅢで説明する。尚、企業の農業参入には一貫して反対を表明していた故石井啓雄氏の遺稿集を参照のこと。石井啓雄『日本農業の再生と家族経営・農地制度—石井啓雄主要著作集』新日本出版社、2013年。

但し、一農村集落＝むらを具体的な実証の場にするには、極めて農村内部の問題に収斂し過ぎるきらいがあると批判される可能性がある。そこで農村内部の変動だけではなく、あくまでも「日本資本主義」の動態過程に規定されていることを確認しておかなければならない。とりわけ、1990年代以降に本格化するグローバル化に規定され、それに照応するような政策、制度設計がなされており、その一つが今回の「農地中間管理機構法」であり、このことが「企業の土地所有」システムを招来しようとしていると前述した。かくしてこの問題はやや慎重に検討しなければならない問題だ。

それでは資本主義との関係で、何故このような政策・制度設計が出てきたのか、「資本と土地所有」という点から一定の考えも示しておこう。

では1990年代から加速化したグローバリゼーションとは何か、から確認しておく。すなわちグローバリゼーションとは、クロスボーダーな財とサービスの国際的取引や国際資本の移動の増大、多国籍企業の急速な成長により、それぞれの国民経済（一国の再生産構造）が一つの地球上の経済に統合されたものと理解して良い。当然のことながら多国籍企業に代表される資本は、各国民経

4) いわゆる「むら」論との関係では、本論でも一定明らかにするが、当面次のものが論点を整理しているので参考のこと。大鎌邦雄編『日本とアジアの農業集落』清文社、2009年。なかでも、第四章「日本の村落とその市場対応機能組織」をおこされた斉藤仁氏、自らが提起した自治村落に対する批判への回答という形式をとっており、極めて重要なものとなっている。また、庄司俊作『日本の村落と主体形成』日本経済評論社、2012年の第一章は上述の斉藤論文をもとに検討し、かつ他の研究者の「むら」論にも言及したものとなっている。また具体的な史料そして実証と言う意味では坂根嘉弘『分割相続と農村社会』九州大学出版会、1996年及び直近の著書としては同『家と村』日本伝統社会と経済発展』農文協、2011年が秀逸である。ところで、「むら」論、村落論を社会学者ではなく、歴史的研究視点から研究を行っている人々がかかる「むら」論に積極的に参加している。どうも共通しているのは戦前の農家小組合、小作争議、戦前の土地管理・土地利用組合等の研究からアプローチしていることだ。私自身は歴史プロパーではないのでこれ以上立ち入ることは出来ないが、「むら」論が日本農業の展望論を問題にするにしても、歴史的な日本の「むら」を問題にしなければならない。同時に、同じアジア、とりわけ東アジアでも日本の「むら」は特殊日本的であることは事実であり、そのためにも比較研究が必要なことも事実である。むしろ、私は東アジア比較研究という意味から、日本の「むら」論を検討することがいかに重要かを認識している。同時に、私自身は、その東（北）アジア比較研究視点、とりわけ、詳細なフィールドと歴史分析に問題意識を収斂させ、その一つとして、日本の「むらと土地」の関係性をモノグラフ的に見ようと考えている。

済＝各国政府に対して関税・非関税障壁を低下させ、各国の特有な文化・制度や慣習などの非経済的な参入障壁を低下させ、各種の規制緩和を実施するように要求した。このことによりモノ、カネ、ヒトが自由に移動出来る世界市場＝自由投資主義の形成を作り出した。モノ、カネ、ヒトの自由は可能でも、それが出来ないのが「土地」である。自由に移動出来ない「土地」は、資本が自由に活動できるために「土地所有」を変えることしかない。まさに、「資本に適合的な土地所有」に変えることが必要になる。グローバリゼーションのもとでは、それに照応する土地所有、すなわち「企業的土地所有」への転換である。

かかるグローバリゼーションによって、経済の世界化、市場化、情報化の進展により、個人、企業、地域共同体、国家というレベルで様々な選択がなされ、とりわけ、市場原理、規制緩和、法と秩序、自己責任などを強調するリベラリズム、すなわちネオ・リベラリズムが闊歩している。しかしそれは一見して極めて不安定だがダイナミズムな経済発展に希望があるような錯覚を与えている。その一方で多くの不安定就業、非正規雇用が横行し、本来、資本にとって固定費部分であった労働者の「賃金」が変動費部分に代替されることが当然のようなものとして認識され、それは同時に利潤確保のためには「我が亡き後に洪水は来たれ」とばかりになりふりを構わず行われている。その結果、ついには資本の投資のリターンは極めて低くなり、「利子率革命」といわれ資本主義システムの終焉⁵⁾ 説まで生み出している。なかなか市場化することが難しい「土地」は、資本にとって最後の超過利潤の源泉でもある。

ところで、農業内部的思考と考えられやすい農村集落＝むらの「土地と人」の戦後70年を記録することの意味とは何かを提示しておきたい【補遺】。

【補遺－むらの「土地と人」の戦後70年を記録することの意味とは何か－】

農村集落（≒農業集落）＝むらに関する研究小史をここで展開する必要はない。しかし認識しなければならないのは、政策、施策、そして各事業に対してどのように「むら」が対応したか、がそれらの成否を規定するということだ。そしてその対応が歴史的に形

成された構成員（=いえ）相互の共同性によると考えられている。とりわけ、かかる「むら」=村落論に、いわゆる「自治村落」論を提起したのは斉藤仁氏であった。その意味からすれば、かかるむら論は斉藤「自治村落」論をめぐって論争⁶⁾が展開されてきていると言っても過言ではない。

その特徴を藩政期に形成された行政村村であるという歴史性を持ち、いえ（家）意識をもつ自立した小農で構成されている特有な共同体で、同じ小農家族で構成されているアジア、とりわけ東アジアのそれとは歴史性の相違点もあり、その構成員による共同性は

5) このことを水野和夫は「利子率革命」という経済用語を使って説明している。日本が長期金利0.5%を切っているのを先駆けとして、世界はイタリア、フランス、さらにドイツも事実上ゼロ金利まで近づきつつあり、EU中央銀行ではマイナス金利が発生して、正真正銘の「ゼロ金利」の時代に突入した。このような資本利潤率の著しく低い状態の長期化は、企業が経済活動をしていくうえで、設備投資をしても、十分な利潤を生み出さない、「過剰」な設備になってしまうことを意味する。水野和夫『資本主義の終焉と歴史の危機』集英社新書、2014年を参照のこと。土地も資本の一つと考える経済学体系=新古典派経済学の枠組みのなかでの理論であるが、私たちの考える反新古典派経済学、制度経済学、社会経済学的な意味からすれば、資本と土地所有は対抗関係にあることを考えると、「企業的土地所有」とは資本に包摂される、資本に吸収されると言うことは資本主義の危機なのかもしれない。この点は、水野流に言えば「土地所有革命」なのかもしれない。一般的な土地所有一般を考えると、不動産資本、土地の証券化等も、土地も利子率革命の範疇にある。これについてはまた「認知資本主義」が提起する「レント」論も考えなければならない。レントとは本来、地代を意味し、利潤・利子とならんで剰余価値が分配される地代だ。たとえ資本の所有と経営が分離し、それが新たな社会の基盤になるとしても、資本主義的生産関係は不変で、資本や利潤がレントに変わることはない。マルクス「価値は労働である。だから、剰余価値は土地ではありえない」とも言う。認知資本主義論が展開する資本-利潤-レントを同一視することも検討する必要がある。『現代思想2011年3月号 特集=認知資本主義とは何か 転換する世界経済』2011年を参照のこと。また、レント(Rent)とレントシーキング(Rent Seeking)、すなわち超過利潤としてのRentとその超過利潤(レント=本来は地代の意味)を求める経済活動、より大きな分け前を得ようとする行動の概念であるもので、新自由主義=市場主義において顕在化する概念も考えて公共選択論の範疇から切り離し、理論的な整理もしなければならない。この経済学的理論的な問題は別稿を用意したい。

6) 日本のむら=集落等については前掲の注3)でも示しているので再掲は必要ないが、私の問題意識からすれば、野田公夫氏が示している論点をどのように考えるかが重要である。すなわち、小農と「むら」の関係を経史的に検討し、むらの持つ意味をどのように考えるかである。特に戦前のむらを前提にした市場対応(生産・流通)=農家小組合から農家実行組合、そして農業会への流れ、小作争議と「むら」の関係、すなわち、小作争議がむらの結合なしには成立しなかったこと、そしてまたむらが土地管理組合的側面をもっていたこと等を考えるとむらの果たした役割は大きい。同時に現代も「むら」を前提に諸政策が展開され推進される歴史をもち、かつ今後の日本農業を展望する場合、この「むら」を抜きには考えようがないからである。野田公夫「農地改革の歴史的意義と現代」日本農業法学会編『農業法研究33』（農文協、1998年）。

極めて特殊日本的なものであると規定している。その特殊性はタイトな日本の「むら」に示される。そのことを私は韓国の「マウル」(集落)と比較して、ややデフォルメした表現で、タイトな日本の「むら」、ルースな韓国の「マウル」と述べたことがあった⁷⁾。ここでの課題は「むら」それ自体の学説的検討をすることではないので、これ以上は立ち入らない。

かかる「むら」、具体的には農地改革後の「むら」が、農業政策、施策、そして各事業に対応し変動し、如何に変化してきたかをトレースすることが重要であると考え、ここでは一応、土地編成に関わって検討する。具体的には1945年以後から2015年現段階までに、「むら」が政策・施策・事業にどう対応したか、そしてその構成員である農家はどのように関わったかを、調査票が存在する①1945～7年の「農地改革へ対応」、②高度成長に入る1955年・1961年・1969年の動向(農家構成＝農民層分解等)、そして若干のタイムラグはあるがほぼ20年間の空白を経た③1987年当時の農家の変貌＝農家構成(＝農民層分解)、具体的には自作農から借地制への対応、「土地基盤整備事業への対応」、「水田転作への対応」等、その後10年後を経た④1996年の施策や事業への対応と農家構成(＝農民層分解)、そしてほぼ20年経過した2015年の「集落営農への対応」、「農地中間管理事業への対応」等を、むらの「土地と人」の関係、具体的には「むら」との関係性をフォローしておきたい。すなわち、そのことは戦後70年の変動・変容過程を見ることになる。定点調査をしてきた観察者として記録することの意味は大きい、同時に、長年何の利点もないにも関わらず私につきあってくれた「むら」がどのようなものであったかを、構成員である農家が過去を振り返ってもらうためのものでもある。農地中間管理事業にとりくむことになり、「むら」はかつての共同性は崩れ、組織原理と構成員＝農家を編成替えした新しい共同性を構築しなければならなくなっていることを考えると、極めてアイロニーだが「むら」とは何かを改めて再考することになる。

7) 私がここで対象としている「むら」=新青渡集落を前提にして韓国のマウル=全羅北道のマウルとの関係を最初に提起し、「ルースな日本のイエ、タイトな韓国のイエ、タイトな日本のムラ、ルースな韓国のマウル」とややデフォルメ的に表現した。加藤光一「東北庄内地方の農家、全羅北道の農家」日本村落研究学会編『家族経営の危機-その日韓比較-』農文協、1993年11月および加藤光一『韓国経済発展と小農の位相』日本経済評論社、1998年9月を参照のこと。

ところで、本稿は最初に示した農地中間管理事業への取り組み、具体的には「企業的土地所有」への前哨戦と位置づけている。この事業により「むら」、そして農家にどのような混乱をもたらしているかを明らかにすることが直接的な課題ではあるが、その課題をフォローする範囲以内で、あくまでも農家構成が70年間にどのように変化したかを簡単に概観することに限定している。戦後70年間のむらの変貌過程の詳細は拙著（『新青渡－むらの「土地と人」の戦後70年－』（仮題））を準備中である。

Ⅰ. 定点調査地酒田市新青渡集落と利用データ

では、定点調査地酒田市新青渡集落と定点調査してきたデータの性格について述べておかなければならない。

1. 定点調査地酒田市新青渡集落

定点調査地酒田市新青渡集落それ自体に関する直接的な研究報告は、かつての東北段階・二千町地地主地帯に位置する割には数篇あるだけだ⁸⁾。しかし、新青渡集落が属している、かつての旧飽海郡北平田村（＝現酒田市北平田地区）に関する膨大な実態調査及び関係史料（旧北平田村文書、産業組合、農業会、

8) 農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』農政調査会1951年833頁にN集落として農地改革前の1945年と改革後の1948年の土地移動状況が示されている。前掲の菅野正・田原音和・細谷昂著『東北農民の思想と行動－庄内農村の研究－』御茶の水書房、1984年で一部言及されているが、本格的に新青渡集落を分析の俎上には載せていない。尚、何故、具体的な集落名を挙げたかについて説明しておかなければならない。この菅野正・田原音和・細谷昂著『東北農民の思想と行動』では具体的個人名、集落名を明記している。従って、本稿も調査対象者の承認を得て、具体的個人名は役職に関しても明記するが、「いえ」としてはいわゆる屋号を用いている（この点では個人情報法に抵触しない範囲で利用している。この他、新青渡集落については次の拙稿がある。加藤光一「戦後自作農制と農業・土地問題」大泉英次・山田良治編『戦後日本の土地問題』ミネルヴァ書房、1987年、199-240頁。前掲の加藤光一「東北庄内地方の農家、韓国全羅北道の農家」日本村落研究学会編『家族農業経営の危機－その日韓比較－』農文協、1993年、43-76頁。加藤光一「東北庄内地方の農地改革－いわゆる「旧北平田村農地改革」の再検討－」北海学園大学経済学会『経済論集』第45巻第4号、69-92頁。加藤光一「ムラの農地改革の歴史的意義」保志恂・堀口健治他編『現代資本主義と農業再編の課題』御茶の水書房、1997年、191-223頁。

農民運動等の)と1970年から約15年の長い年数をかけて調査され、そして上梓された菅野正・田原音和・細谷昂著『東北農民の思想と行動－庄内農村の研究－』(御茶の水書房、1984年)また細谷昂著『庄内稲作の歴史社会学－手記と語りの記録』(御茶の水書房、2016年8月)を私たちは享受している。その意味からすれば、私が具体的実証の場とする新青渡集落に関する研究は、屋上屋を重ねることになるのかもしれない。とりわけ、のちに示す私たちの資料の基本はすべて集落悉皆調査をもとにしており、様々な旧北平田村全体の動きについては事実確認のために、前掲の細谷昂等の著書に全面的に依拠していることを断っておく。あえて言えば、私達の定点調査は集落＝むらと土地の関係性を、個別農家の、いわばいえのヒストリーを戦後70年間連続して継続出来ることに集約できることだけかも知れない。また、かかる『東北農民の思想と行動－庄内農村の研究－』が、横軸に農民と体制との関係、縦軸にその関係の歴史的变化をとり、その接合する接点に展開される農民生活の内実を思想と行動の統一としてとらえるという手法をとっている。私たちは、縦軸に「むらと土地の関係性」、その歴史的变化を横軸にとるという方法をとる、むら(=集落)とその構成員=いえ(=個別農家)は、土地編成にかかわってどのように対応したか、具体的には農業政策、構造政策、農地政策といういわば「政策・制度」に、どのようにむらは個別農家の利害調整をはかっていたのか、そのことにより、むらといえ(=個別農家)の関係性は、如何に変化してきたかを明らかにする。若干の違いはあっても私達も細谷昂等の方法論を踏襲している。換言すれば、表象的に「むら・いえ」を検討しているが、具体的な「政策」をみることにより、「制度と慣習」の関係のみながら、それとの関連で日本資本主義の「地域」把握の実態を明らかにしている。

では、定点調査地＝新青渡集落はどのような位置にあるかを簡単に見ておきたい。

いわゆる庄内地方は旧飽海郡、旧東田川郡、旧西田川郡であり、新青渡集落は旧飽海郡旧北平田村の10の集落、漆曾根、牧曾根、中野曾根、曾根田、上

興野，古青渡，円城寺，布目，久保田，新青渡の一つである。戦後の昭和の合併時の1954年12月1日付けで，旧新堀村，広野村，袖浦村，東平田村，中平田村，北平田村，上田村，本楯村，南遊佐村を合併し，戦後新たな「酒田市」として出発する（尚，平成の合併で酒田市は周辺町村を合併するが）。

ところで，戦前の日本農業の地帯構成の基本型を「東北型」（旧千町歩地主地帯）と「近畿型」（西南高位生産力地帯）と，地主的土地所有の段階的地位と歴史的限界から確定したのは山田盛太郎である。かかる二つの基本型が農地改革により，一転して顛倒したものとしてあらわれ，かつての遅れた「東北型」が躍進し，先進であった「近畿型」が停滞するとDialektikに把握した。すなわち，農地改革は，旧千町歩地主地帯で革命的に作用し，かつての小作農ないし小自作農が比較的大規模な自作農となり，その後の生産力躍進の原動力になったと，戦後農業生産力構造を総括した⁹⁾酒田市は「東北型」（東北段階）の典型として二千町歩地主である本間家を頂点として小自作大経営，自小作大経営が成立していたことで夙に有名である¹⁰⁾対象としている新青渡集落は，かかる自小作大経営，小自作経営が中心となった点を含めてどのように評価するかが，ここでの課題であり，またその後の農家変動もかかる自小作大経営，小自作経営がどのように変化したかも主要な論点だ。結論的なことを述べるならば農地改革により戦後自作農（比較的大規模な）がこの間（70年間）に大幅に変動し，農家戸数が激減し，個別農家として存在することが出来ずにいる現

9) 山田盛太郎編『日本農業生産力構造』岩波書店，1960年。山田の地帯構成論として型＝類型化は，いわゆる力学規定＝歴史的段階差，価値規定＝経営・農家経済の内実をもとに検討するというもので，単なる類型化とは違う点に，改めて再指定する必要性を感じる。

同時に，再検討を要するのは，この東北型と近畿型の顛倒の関係の成立が，旧千町歩地主地帯が実は小作争議，農民運動の担い手として小作，小自作大経営が中心になり，展開したことを，戦前との連続性を含めて検討しなければならない課題だ。

10) 塙遼一「庄内平野における富農層形成をめぐる諸問題」塙遼一『変革期の日本農業』未来社，1968年。小（自）作大経営が農地改革により，自作大経営として成立し，「富農層」と位置づけている。実は，ここにも隠された課題が存在する。戦前の小（自）作経営はどのような経営だったのかは重要な問題である。小作料を支払っても，半ば資本主義的経営の側面を持っていたかどうかは，農地改革の再検討する場合の論点でもある。本稿では，この論点はネグレクトしているが，詳細な検討は別稿を用意する。

状をどのように考えるかであり、日本農業一般の農家戸数減はある程度想像出来ても、庄内の比較的大規模な農家は残ると考えていたのに、農家戸数は70%弱も減少し、残された農家では農業で生き残ることが出来ず、農家から企業へ転換しなければならない論理は何か、を考える実証研究である。

2. 利用データ

利用するデータについて説明しておきたい。時系列的に提示しておく。

(1) 1945年以前及び1948年までのデータ

直接的なデータが記載されている集落（部落）文書を前提にしているが、具体的に利用する数字、とりわけ戦前の農地の所有と保有に関する数字は、次の(2)の資料で記載されている数字とつぎ合わせて利用する。具体的な表記は、集落文書に示されているタイトルを示す。

集落（部落）文書(1) 『昭和22年農地調整法による交換分合精算一覧』

集落（部落）文書(2) 『交換分合図面（昭和22年農地調整法）』

この「交換分合」と言うのが、実は象徴的な言い方である。具体的には後に明らかになるが、農家は当時の農地改革については、「交換分合」と認識していたと考えられる。この二つの資料は一つのものと考えてよい。『交換分合図』は交換分合をするために作成された集落内圃場図である。

集落（部落）文書(3) 『昭和23年新青渡集落農家農地一筆台帳』

集落（部落）文書(4) 『昭和23年田畑耕作申告面積調書』

『農家農地一筆台帳』は一筆ごとに面積を記載したもので、『田畑耕作申告面積調書』は、田畑別に耕作している面積が記載されたものだ。

これらで、農地改革の前後、とりわけ1945年から1948年当時の土地関係の状況が明確になる。尚、本稿では紙幅の関係もあり、北平田村の農地改革がどのようなものであったかの基本的な性格は提示するが、詳細なものは別稿¹¹⁾で提示する。

(2) 1955年、1961年、1969年の財団法人労働科学研究所『労働力基本調査
個票』

この調査票は、かつて「農民の早老に関する研究」¹²⁾を実施する過程でつくられたもので、その調査主体は故大橋一雄氏（元労働科学研究所研究員、元東京農業大学教授）である。A2判一枚に調査項目が記載された「労働力基本調査票」で、その調査項目は、家族構成に関する基本的な情報、農地に関する基本的な情報がわかるものとなっている。極めてシンプルだが情報量は極めて多い。実施された時期を考えると、高度経済成長期そのものであり、その調査には当時の大規模経営の実態がよく示されている。具体的には、年雇（若勢、メラシ）の存在、そしてその供給源の変化（村外から）、耕耘機等の機械導入の状況等が明らかになっている。

いわゆる庄内型集落農業のプロト形態である、品種の統一、機械の共同利用、集団防除等が行われた時期である。

(3) 1986年3月集落悉皆調査（財団法人日本農業研究所1986年度独自調査）

この調査は財団法人日本農業研究所に在職していた当時に、研究所独自調査（加藤）として実施したものである。1977年に故大橋一雄氏に新青渡集落を紹介していただき、その後、数年に一度は受託研究等で山形県酒田市の機関調査をする機会に新青渡集落を訪問し、集落の方々との関係を継続してきた¹³⁾ いわば、私の新青渡集落との本格的な関係はこの調査から始まった。約30年間

11) 尚、先に示した農地改革に関する集落文書等を利用して、新青渡集落での具体的な農地改革はどのようなものであったかは次の拙稿で一定明らかにしているので参照のこと。加藤光一「東北庄内地方の農地改革－いわゆる「旧北平田村農地改革」の再検討－」北海学園大学経済学会『経済論集』第45巻第4号、69-92頁。加藤光一「ムラの農地改革の歴史的意義」保志恂・堀口健治他編『現代資本主義と農業再編の課題』御茶の水書房、1997年、191-223頁。但し、その後、若干の資料を再整理し、関係者の聞き取り調査をして再構成したものは、加藤光一『新青渡－むらの「土地と人」の戦後70年－』（仮称）を用意している。

12) 大橋一雄『日本農業労働論』筑波書房、1986年を参照のこと。

13) 当時の酒田市農業委員会会長の阿部順吉氏には集落のことでは格別の配慮をいただき今日まで続いているが、戦後、庄内農業の「担い手」であり、且つ「農業ジャーナリストの会」の会員である氏には日本農業全般についても極めて深い考えを教えていただいている。

に及ぶ農村集落とのつきあいの始まりだった。具体的には後に叙述するとして、当時の新青渡集落の状況をしめしておくとして、土地基盤整備が完了し、近隣集落で高速道路の建設用地が買収され、その代替地取得で集落内の農地が一部売買され、集落外からの「入作」も増え、当時の酒田農協を中心にして展開していた「経営受委託」が徐々に農地利用増進事業に転換されつつあった時期である。

(4) 1995年7月集落悉皆調査

前回の1986年調査からほぼ10年後の調査である。この調査までは統計上の農家以外の家も含めて集落悉皆調査が可能であった。この調査では1986年調査から10年間に農地と人がどのように移動したかをを中心に検討した。後に明らかにするが、基本的には2ha以下層は貸付層と農作業委託層に分かれ、農作業委託層は可能な限りギリギリで形式上の自作層として存在していたが、「貸付層」(=脱農)へ移行するかに呻吟していた。尚、この調査は翌1996年夏に科研費で補足調査を実施した。この科研費調査の過程で、前述の「(1)1945年以前及び1948年までのデータ」の四つの農地改革に関する集落文書を発見・閲覧することが出来た¹⁴⁾

(5) 2015年11月及び2016年2月農家調査

前回の1995年からほぼ20年が経過した2015年11月に、集落悉皆調査をすることを相談したが、農家悉皆調査しか出来ない状況になっていた。すでに「農家」概念の農家は大幅に減少し、農村集落は今や農村集落とは言えない状況が生まれている。具体的には後に明らかにするが、すでに17戸しか農家として残っておらず、農地改革時に自作農として出発した全農家53戸はほぼ7割が農家でなくなり、32%しか農家として残っていないことに驚いた。かつて戦後自作大経営＝「富農」として出発した農家が、ここまで減少するのであれば、日本農業が解体的な状況になるのもうなずける。しかし、農地中間管理事業が

14) 1996・1997年度文部省科学研究費基盤(C)2課題番号08660276をもとに「1945年以前及び1948年までのデータ」に関する四つの農地改革に関する集落文書を確認することが出来た。

施行され、それへの対応に呻吟している集落に直面し、2016年2月に農家悉皆調査を実施し、農地中間管理事業に関わって、行政、農協等の機関調査も実施した。

以上、ほぼ戦後70年間を総括する上で、利用する資料がどのようなもので、どのような経過で調査を実施してきたかを明らかにしてきた。

Ⅱ. 旧「北平田村農地改革」の特殊性と「むら」の農地改革実施過程

具体的な「むらと土地」の関係性＝モノグラフは上梓予定の拙著に任せるとして、ここでは、「むらと土地」の関係性が、どのように変化したか、どのように変動したかの過程を「概観」することを主題としている。単純に言えば53戸の農家が17戸までに減少していったこと、それが好むと好まずを別として、集落の一部農家（17戸のうち12戸）が農地中間管理事業へ取り組まざるを得なかった、換言すれば、「自作農システム」から「会社法人システム」への転換が、どのように集落内に、地域に「紛擾」をおこしているのかは示しておかなければならない。そのためには、どのように農家に変化、減少していったかを見なければならぬ。そこで、戦後農業の出発点になった「北平田村農地改革」の特殊性について確認し、その具体的な場であった集落ではどのように行われたか（＝認識）を確認しておく。それを踏まえて、戦後70年間の土地の変動過程＝農家変動を概観する。

1. いわゆる旧北平田村農地改革の特殊性

(1) 戦前の旧北平田村の農業構造の特徴

周知のように庄内地方は、「乾田馬耕」による明治農法の定着が大地主本問家を中心にした地主主導の「飽海郡耕地整理事業」（1901年着工、1912年ほぼ完成）により本格化し、生産力の増大は小作大経営を成立させた。旧北平田村は、耕地整理後、水田が約740町歩、畑13町歩となり、水田率98.3%という

庄内農業の水田単作的性格をそのまま象徴しているところである。

その戦前の農業構造の一端を垣間見ておこう。北平田村の耕地、とりわけ田の自小作地別構成(表1)を見ると、明治30(1897)年には自作地率47.2%、小作地率52.8%であったものが、明治35(1902)年にはそれぞれ45.2%、54.8%、大正2(1913)年は44.1%、55.9%、大正10(1921)年は35.8%、64.7%となり、昭和5(1930)年28.9%、71.1%、昭和10(1935)年29.3%、70.7%と漸次、小作地率が増大し、自作地率が減少している。あえて言えば耕地整理事業による耕地面積の増大、そしてその増加部分の多くは小作地にな

表1. 北平田村の水田の状況

(単位:町, %)

	田		
	自作地	小作地	計
1897(明30)	310.4 (47.2)	347.5 (52.8)	657.9 (100.0)
1902(明35)	297.3 (45.2)	360.7 (54.8)	658.0 (100.0)
1907(明40)	295.3 (44.9)	362.7 (55.1)	658.0 (100.0)
1912(大元)	292.0 (44.3)	366.7 (55.7)	658.7 (100.0)
1913(大2)	297.5 (44.1)	376.9 (55.9)	674.4 (100.0)
1921(大10)	262.1 (35.3)	479.6 (64.7)	741.7 (100.0)
1926(昭元)	229.6 (31.0)	512.1 (69.0)	741.7 (100.0)
1930(昭5)	229.5 (28.9)	564.2 (71.1)	793.7 (100.0)
1935(昭10)	232.9 (29.3)	562.7 (70.7)	795.6 (100.0)
1938(昭13)	253.6 (32.6)	525.0 (67.4)	778.6 (100.0)

注:「山形県統計書」による。

出典:菅野正・田原音和・細谷昂著『東北農民の思想と行動-庄内農村の研究-』御茶の水書房, 1984年, 40頁を一部加工。

り、結果的には地主経営が拡大している。かかる状況を表2 自小作別農家構成から確認しておこう。先に示した乾田馬耕、飽海郡耕地整理事業という明治農法の定着過程は着実に農家構成＝農民層分解が進んでいる。明治40年までは自作農は36～32戸は存在しているが、その後は昭和10（1935）年まではほぼ10戸で推移し、自小作農が漸次増加し、小作農それ自身は減少し、その部分が自小作農で増加している。このように「飽海郡耕地整理事業」による小作地の拡大と小作・自小作経営の増大、昭和10（1935）年からの自小作農の減少

表2. 北平田村の自小作別農家構成 (単位：戸)

	農 家				総戸数
	自 作	自小作	小 作	計	
1897 (明30)	36	111	176	323	
1902 (明35)	33	115	176	324	
1907 (明40)	32 (32)	132 (55)	163 (163)	327 (250)	
1911 (明44)	10 (10)	174 (174)	100 (75)	284 (259)	350
1916 (大5)	11 (10)	172 (170)	101 (76)	284 (256)	368
1921 (大10)	11 (10)	172 (170)	101 (76)	284 (256)	366
1924 (大13)	11	170	114	295	
1927 (昭2)	10	164	130	304 (257)	376
1930 (昭5)	10	162	135	307	391
1935 (昭10)	10	162	143	315	
1936 (昭11)	37	122	143	302	403
1938 (昭13)	37	122	143	302	403

注：1）1921年までは「北平田村諸表綴」により、1924年以降は「山形県総計書」による。

2）自小作農家数の下のカッコ内の数は事業農家数をさす。

3）総戸数は専業農家数と非農家数の合計として算出されている。

出典：前掲の『東北農民の思想と行動』御茶の水書房、1984年、41頁を一部加工。

による小作と自作農創設が進行し自作の増大を示している。では耕地所有別農家構成・耕地経営規模別農家構成を表4で確認する。昭和11（1936）年以後の所有別農家構成（表3）でみれば、50町歩以上はわずかに一戸でしかないが、増加しているのは1～3町層、3～5町層、5～10町層である。これを

表3. 北平田村の所有規模別農家構成

(単位：戸)

	5反未満	5反～1町	1～3町	3～5町	5～10町	10～50町	50町以上	総数	農家総数
1925 (大14)	78	55	49	18	6	3	1	210	295
1927 (昭2)	86	48	48	18	6	3	1	210	304
1929 (昭4)	86	48	47	18	6	3	1	209	307
1932 (昭7)	87	48	46	18	5	4	1	209	307
1934 (昭9)	87	48	46	18	5	4	1	209	307
1936 (昭11)	84	33	74	28	10	3	1	233	302
1938 (昭13)	84	33	74	28	10	3	1	233	302

注：「山形県総計書」による。

出典：前掲の『東北農民の思想と行動』43頁。

表4. 北平田村の経営規模別農家構成

(単位：戸，%)

	5反未満	5反～1町	1～2町	2～3町	3～5町	5町以上	農家総数
1925 (大14)	21 (7.1)	15 (5.1)	38 (12.9)	50 (16.9)	156 (52.9)	15 (5.1)	295 (100.0)
1928 (昭3)	28 (9.2)	33 (10.9)	46 (15.1)	58 (19.1)	127 (41.8)	12 (3.9)	304 (100.0)
1932 (昭7)	32 (10.4)	32 (10.4)	47 (15.3)	57 (18.6)	127 (41.4)	12 (3.9)	307 (100.0)
1935 (昭10)	39 (12.4)	33 (10.5)	47 (14.9)	57 (18.1)	127 (40.3)	12 (3.8)	315 (100.0)
1936 (昭11)	37 (12.3)	40 (13.2)	54 (17.9)	64 (21.2)	95 (31.5)	12 (4.0)	302 (100.0)
1938 (昭13)	37 (12.3)	40 (13.2)	54 (17.9)	64 (21.2)	95 (31.5)	12 (4.0)	302 (100.0)

注：「山形県総計書」による。

出典：前掲の『東北農民の思想と行動』45頁を一部加工。

経営規模別農家構成（表4）で見れば、3町以上は35.5%、2町以上の経営は全体の56.7%を占め、当時いかに大規模経営が存在したか、それも小作大経営ないしは自小作大経営、小自作大経営が存在したか、が窺われる。

かかる大規模経営が成立するには豊富な家族労働力だけではなく、基本的には雇用労働力に依存しなければならない。かかる雇用労働力は庄内農業に共通する年雇労働力＝いわゆる若勢（男）、メラシ（女）に依存するのが一般的であった。この年雇労働市場の成立は、一般的な労働市場の狭隘さによる。したがって、北平田の農業の基本的な性格は自小作ないしは小自作大経営が成立した、小作大経営の村であった¹⁵⁾

（2）いわゆる旧「北平田村農地改革」の特殊性

日本の農地改革一般については周知のことであるので、ここでは再論を要しない。あくまでも旧「北平田村農地改革」については、全国一般の農地改革、山形県のそれ、そして北平田村以外の庄内地方のそれらとも違いを示しているもので、その特徴のみを提示しておこう¹⁶⁾

第一に、地主の所有地解放を徹底的に実施したこと（戦前の小作争議と農民運動の影響）、第二に、山形県農地委員会において保有上限を4.4町が決定する前に、独自に保有上限を3町5反に制限したこと、第三に、その保有上限3町5反を前提に「交換分合」を行ったことである。

北平田村は昭和3（1928）年の総耕地面積のうち村外所有者の所有率は約53%である。したがって村外地主の小作人が多かったために、小作争議、農民

15) ちなみに、庄内地方は本間家を中心にした2000町歩地主を頂点として、ここ北平田村は村内唯一の100町歩地主の松沢家（北平田村漆曾根集落）が飽海郡の地主会、農会等を主導した。しかし、村内での政治行動についてあまりイニシアティブを発揮しなかった。そのために、実は小作大経営層が村の担い手になっていた。かくして農地改革を小作大経営層が担ったのも事実である。この小作大経営、とりわけ5町以上層は「旦那様」と呼ばれる経営である。この点も検討しなければならないが、小作大経営をどのように位置づけるか、「資本主義経営」と呼ばれるものか、もある意味考えなければならない。飽海郡でもトップをきって小作争議をおこし、かつ小作人組合、農民運動のリーダーが居たことも、その後の農地改革をリードしたと考えると良い。

16) 前掲の農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』農政調査会1951年、305～306頁。

運動も飽海郡ではトップでそのリーダーも多かった。同時に、「乾田馬耕」「飽海郡耕地整理事業」に象徴される明治農法以来の農業生産力の発展は、それを基盤にした小作大経営を成立させた。したがって、土地所有に執着する地主ないし自作農支配の村ではなかった、そのために実際には「所有」よりも「経営」に関心があり、耕作面積を前提にした農地改革が行われた。大正期から高揚する小作争議の影響もあり、地主所有地の徹底的な農地解放を行うだけではなく、創設された自作農の保有上限の制限とそれを前提にした交換分合を併せて行ったのである。何しろ、年雇小作大経営（ある意味、雇用を前提に地代も支払う準資本主義的経営と言えるかもしれない）が成立していたから、その最大の関心は「経営」に収斂することになり、必然的に交換分合を行うことが、他の地域と比較すると容易であったと考えられる。実際の農地改革は、保有上限＝耕作面積上限を3町5反で打ち切ることにし、それを交換分合を行い、かくして村農地委員会が所有権移転を担保する、という手順で行われた。

中央農地委員会で都道府県別保有面積が1947年3月28日に決定し、同4月10日に告示されたあと、山形県農地委員会によって県下の各市町村ごとの保有限度を北平田村では4.4町が決定された。しかし、北平田村の独自の保有上限は、当時の農業会が中心になり、部落長・農家実行組合長らの代表者を集め、「交換分合委員会」が結成され、北平田村農民組合も参加し田畑合計3町6反5畝（畦畔を除く）に設定し、そのうち水田は3町6反未満——むらの人が言う「3町5反」——であるという方針を独自に決定した。当時の北平田村農民組合長であった庄司勘作（戦前小作争議のリーダーで庄司柳蔵の弟、加藤完治の信奉者）がこれを指導したと言われている¹⁷⁾

ところで、この交換分合、農地の団地化は、中央農地委員会の決定（1947

17) 庄司勘作の農民組合長、そして農業会長という経歴については前掲の『東北農民の思想と行動』によっているが、「交換分合」は改革前の自作農創設と交換分合の歴史が北平田村にはある。その歴史もさることながら、交換分合＝農地改革という観念が働いたのは農民組合長そして農業会長という微妙な立場が関係している。庄司勘作はその立場から中央とのネットワークが存在したからではないかという話を調査過程でも聞いた。

年5月16日)に基づき「通達」が一般的には出されるが、ほとんど進まなかった。それにも関わらず、交換分合を併せた農地改革を実施したところに、北平田村農地改革の意義が存在する。農地改革後の分厚い大規模経営が、戦後東北段階を形成する生産力構造を結果する前提になる。

2. 新青渡集落の農地改革実施過程

以上のような「北平田村農地改革」を踏まえ、具体的なむら（集落）において検討をしておきたい。尚、ここでは先に資料データで示した、集落（部落）文書(1)『昭和22年農地調整法による交換分合精算一覧』、集落（部落）文書(2)『交換分合図面（昭和22年農地調整法）』、集落（部落）文書(3)『昭和23年新青渡集落農家農地一筆台帳』、集落（部落）文書(4)『昭和23年田畑耕作申告面積調書』をもとに検討する。

北平田村農地改革で確認しておかなければならないのは保有上限3町5反を前提にして交換分合がどのように行われ、それがどのような性格のものであるかを明らかにしなければならない。そのために、一筆ごとの「名寄せ帳」＝交換分合をするために作成された集落内圃場図をトレースして作成したものに個別農家の農地を一筆ごとに落として行き、改革前と改革後の農地がどのような存在形態になったかを検討する。

(1) 新青渡集落の農地改革前後の状況

農地改革前の自小作別・経営規模別農家構成から確認しておきたい（表5）。

本来53戸の総農家戸数であるが、ここでは小作と思われるが経営規模が確定できなかった不明農家1戸、戦後分家2戸、戦後新規農家2戸の5戸を除いた47戸で見ておく。自小作別でみると、地主自作は1戸、一番多いのは小作の21戸、次が小自作の11戸、そして自作8戸、自小作6戸となっている。問題は経営規模別農家構成の内訳である。当然であるが小作層ほど下層に集中しており、小作大経営と思われるのは4町歩小作の1戸、小自作は11戸のうち1戸を除き、すべてが2町以上層に存在しており、そのほとんどが3～5町層

表5. 農地改革前の自小作別・経営耕地規模農家構成

	本分家関係		5反	5反～ 1町	1町～ 1.5町	1.5町～ 2町	2町～ 2.5町	2.5町～ 3町	3町～ 5町	5町 以上	合計
	本家	分家									
自主自作		1								1	1
自作	3	5	2	1	1				2	2	8
自小作	2	4						1	3	2	6
小自作	5	6		1			2	1	6	1	11
小作	6	15	5	8	2	4	1		1		21
合計	16	31	7	10	3	4	3	2	12	6	47

注：1. 労働科学研究所蔵『労働力基本調査』（1995年度）とわれわれが行った農家悉皆調査（1987年）による補充で確認できたものであるために、小作と思われるが経営規模がわからない農家1戸と戦後分家2戸と戦後新規参入した2戸および寺院についてはここではカウントしていない。

2. 空欄は該当なし。

である。これは、戦前の「交換分合」¹⁸⁾と「自作農創設」により、もともと小作大経営であったものが、それぞれ自小作農ないしは自小作農に、戦前段階でなっていた事情によると思われる。また自小作農6戸の全部が上層大規模経営であり、自作農8戸のうち4戸は下層で、4戸は上層に位置している。したがって、農地改革前の農家構成は、自小作・小自作を中心とした大規模経営が成立していたものと基本的に把握して良い。また同時に、戦前、戦後直後まで、下層農家から上層農家への年雇労働力が移動するという下層農家＝年雇労働力供給源という構造が定着していたといえる。

では、改革後の土地移動・経営変動がどのようなようになったかを見たものが表6である。

保有上限3町5反を基準にしているのので、当然のことながら、4町歩以上層10戸はすべて改革後はなくなっている。改革によって経営面積が増加した農

18) 北平田村の農地改革前における自作農創設と交換分合は、戦時末期に村農業会を通して自作農創設資金が借り受けしている実績がある。前掲の『東北農民の思想と行動』471～489頁。

表 6. 経営耕地の増減状況

	農地改革前	農地改革前後 の変化		農地改革後
		(+)	(-)	
4.0 ha 以上	10	0	10	-
4.0～3.5 ha	3	0	2	12
3.5～3.0 ha	5	1	0	7
3.0～2.5 ha	2	1	0	1
2.5～2.0 ha	3	0	0	5
2.0～1.5 ha	4	1	1	5
1.5～1.0 ha	4	1	0	7
1.0～0.5 ha	9	5 (1)	0	10
0.5 ha 未満	7	7 (1)	0	4
貸付農家	-	0	0	-
計	47	17 (2)	13	51

- 注：1. 労働科学研究所蔵の『労働力基本調査』（1959）による。
 2. (+) の () 内は新設農家（戦後分家）である。
 3. 変動のない農家は増減欄に記入していないので各年の階層別戸数は、増減欄の合計の戸数とは一致しない。

家は17戸であり、このうち一番多いのが1 ha 未満層の12戸である。交換分合しても経営面積に増減がないものはカウントしていない。したがって、3.5 ha 以下の自作農の場合には変動はないが、交換分合を伴っているので所有権の移動は起きている。また経営面積が減少したのは13戸で、そのうち2～1.5 ha 層の1戸以外はすべて3.5 ha 以上層の階層である。かくして、戦前より一回り小粒化した分厚い大規模自作農家が形成されることになる。

(2) 農地改革の一笔ごとの土地移動状況

先述の集落（部落）文書(1)『昭和22年農地調整法による交換分合精算一覧』で整理した表7をもとに見ておこう。「地主自作及び自小作（小自作）大経営層」、「自（小）作経営層」、「小作経営層」の三つに分類したものだ。全農家53戸のうち、経営規模が2町以上は「地主自作及び自小作（小自作）大経営

表7. 昭和22年農地調整法による交換分合清算一覧表

旧階層	屋号	昭和22年当時の農地調整法での農地改革・交換分合					昭和23年費用割			
		旧反別反畝	個人分譲地反畝	個人譲受地	分合ニ出シタル土地反畝	分合テ増エタル土地	現耕地面積反畝	差引受取金額	差引受渡金額	
地主自作及自小作大経営層	與右衛門	40.5.00	4.4.12		7.19		35.2.29	0	953.9	
	與治兵衛	36.8.00	8.28		0		35.2.27	191	191	
	藤左衛門	32.7.21	2.0.00		0		30.7.21	173.1	173.1	
	歌之助	40.3.01	4.9.19		0		35.3.12	191	191	
	與五右衛門	53.0.14	15.1.21		1.3.24		35.5.06	1,877.9	1,877.9	
	治右衛門	51.3.10	15.0.11		4.02		35.4.21	0	418.1	
	丑右衛門	54.9.14	18.5.06		6.2.00		35.4.11	0	9,108.3	
	彦十郎	42.4.02	7.7.22		0		34.6.10	1,816.6	181.6	
	利兵衛イモツ(千代作)	39.9.25	3.7.11		8.06		35.3.29	0	1,038.4	
	弥治兵衛	43.8.04	8.2.00		4.00		35.2.04	0	409.1	
	太夫(小膳)	36.8.08	1.5.14		0		35.1.24	190.7	190.6	
	弥治右衛門	40.8.20	5.2.20		0		35.5.20	192.3	192.3	
	弥助	50.6.21	14.1.12		1.0.00		35.3.00	0	2,338.8	
	仁左衛門	47.0.23	11.2.21		5.02		35.3.00	0	568.8	
自(小)作経営層	治右衛門イモツ(繁作)	23.2.29				1.04	23.4.03	313.7	313.7	
	九衛門	30.4.12				29	30.5.11	317.1	317.1	
	彦右衛門	32.5.03				11	32.5.14	235.2	235.2	
	文吉	22.8.04			1.06		22.6.28	0	39.2	
	*藤助(離村)	21.7.06			3		21.7.03	122.8	122.8	
	金兵衛	32.5.27					32.5.27	180.4	180.4	
	喜右衛門	25.1.13				3.07	25.4.06	631.7	631.7	
	庄兵衛	20.3.29				1.20	20.5.19	382.3	382.3	
	又七	30.1.24			8		30.1.16	130.6	130.6	
	多治右衛門	32.7.03				17	32.7.20	239.9	266.1	
	*青年会	2.00				1.29	3.29	0	595	
	小作経営者	半兵衛	5.20.5		1.8.00		3.23	7.3.28	644.6	644.6
		與作(松前)	0		1.0.00		1.2.00	2.2.00	1,880.6	1,880.6
		與十郎	4.2.25		3.0.00		2.22	8.2.00	548.8	548.8
重三郎		9.6.25		1.06		1.27	9.9.28	375	375	
市十郎		9.7.25		2.6.11		1.08	12.5.14	290.3	290.3	
長七		9.7.27		3.0.00			12.7.27	101.2	101.2	
多弥		12.6.17		4.7.07		4.05	17.4.00	149.6	149.6	
與吾衛門(文夫)		0		5.4.16		5.00	5.9.16	823.8	823.8	
喜八		12.6.28		4.4.28			17.1.26	117.8	117.8	
中里		0		1.3.27		2.18	1.6.15	446.6	446.6	
與平		18.2.29		2.1.00		16	20.4.21	36.4	36.4	
吉兵衛		9.1.23		7.2.17		5.00	16.1.27	0	298.2	
五兵衛		4.4.27		4.0.00		3.29	8.8.26	680.5	680.5	
久衛門		13.1.00		1.5.14		1.03	14.7.17	262.3	27.4	
宇兵衛		0		4.1.10		5.06	4.3.16	847.4	847.4	
利兵衛		11.3.22		1.8.16		2.23	14.0.22	521.3	521.3	
與左衛門		1.3.00		1.7.25		1.9.11	5.0.06	297.5	297.5	
源吾		3.1.10		5.6.09		5.00	9.2.19	0	205.6	
重助		4.0.00		6.2.00		1.00	10.2.00	0	11	
五郎吉		13.8.13		3.1.00		3.20	17.3.06	669.3	669.3	
清十郎		8.12		7.2.18		1.02	8.2.02	242.8	242.8	
善四郎		7.0.00		4.9.28			11.9.28	97.5	97.5	
孝右衛門		16.2.25		3.8.04		3.29	20.4.28	95.3	95.3	
長吉		5.4.14		5.00		6.05	10.6.28	0	475.7	
鉄太郎		0		5.3.00			5.3.00	71.2	71.2	
勘左衛門		1.1.16		5.00		6.05	2.2.21	982.3	982.3	
* (正吉)		0		9.12		4.20	1.4.20	755.6	755.6	
與十郎				6.2.15		2.10	6.4.25	452.9	452.9	
喜三郎	2.7.10		4.1.15		1.23	7.0.18	337.6	343.3		
戦後 名家等	五十嵐 弥太郎									

注：1. 各農家は屋号を利用しているが、利用している「資料」では様々な名称(俗称)で利用されている。
 2. *印の藤助は改革直後に離農しており、青年会の部分は集落内の神社の部分である。また正吉も農家以外の「寺院」である。
 3. イモツとは分家のことである。
 出典：『昭和22年農地調整法による交換分合精算一覧表』(部落文書)より作成。

層」,「自（小）作経営層」で、それ以下はほぼ「小作経営層」として取り扱っている。この表を説明しておく、「個人分譲地」とは保有上限3町5反を超え旧経営地の一部を譲り渡したものである。したがって、これは「地主自作及び自小作（小自作）大経営層」にのみ出てくる。「個人譲受地」とは小作地を譲渡されたもので「小作経営層」にのみ出てくる。「分合二出タル土地」とは保有上限3町5反の範囲内で純粹に交換分合に出して減歩した部分である。「分合増エタル土地」とは増歩した土地であり、この部分も小作人への「売渡地」としての性格のものである。

本来の農地改革の場合には、小作人が耕作していた地主の土地は譲渡されるのが一般である。北平田村の場合、「交換分合」と「買収地」「売渡地」とが一緒になっており、結果的には小作人も地主としてカウントされる場合があった¹⁹⁾

では、「交換分合という農地改革」は実際にはどのようなものか、ビジュアルに示すために、一筆ごとにやや煩雑になるが見ておきたい。この作業の結果は表8と図1～8である。図1は改革前の集落全体の旧階層の経営地分布状況を示したものだ。図2は改革後の分布状況を示したものだ。、図3と図4は「地主自作及び自小作（小自作）大経営層」の農地改革前と改革後の分布状況をしめたもので、図5と図6は「自（小）作経営層」の農地改革前と改革後の分布状況、そして図7と図8は「小作経営層」の農地改革前と改革後の分布状況を示したものである。

実は、各層の個別農家の農地改革前と農地改革後の変化を、一筆ごとに図＝ビジュアルに検討すればより明確な特徴が明らかであるが、ここでは極めて煩雑であるのでここでは掲載を略している。詳細な特徴的なことについては別稿に譲るとして、全体としては次のようにいえる。

19) 保有上限3.5町を前提にしているため、所有関係を無視した形で交換分合が行われた。ある圃場所有者と新たな圃場所有者は地主－小作関係があったものとして前者から買収して耕作者へ譲渡する方式をとっているために、小作層も含めて地主になった経過がある。したがった新青渡集落は総農家53戸なのに実に被買収人が実に49人であるという事態も生まれている。

表8. 個別農家の一筆ごとの土地の存在形態と移動状況(農地改革前と農地改革=交換分合)

		農地改革前の状況											
		面積					等級別筆数(田)					団地数	
		経営地	自作地	小作地	貸付地	所有地	上	中	下	糶	n.a		Σ
地主自作及自作小作大経営層	與右衛門	405	303	102	0	303	9	2		1		12	7
	與治兵衛	368	309	59	0	309	7	3				10	6
	藤左衛門	322	170	152	0	170	5	4		1		11	8
	歌之助	403	76	327	0	76	10	2			1	13	11
	與五右衛門	530	530	0	237	767	14	2				17	7
	治右衛門	513	513	0	3	516	3	9	1	1	1	15	11
	丑右衛門	549	549	0	90	639	8	2	1	1	1	13	5
	彦十郎	424	133	290	0	133	3	2	1			6	3
	利兵衛イモツ	400	114	286	0	114	6	7		1		14	7
	弥治兵衛	438	241	288	0	241						1	1
	太夫(小膳)	368	348	20	0	348	4	6		2		12	8
弥治右衛門	408	285	123	0	285	4	3		1	1	9	6	
弥助	507	324	183	0	324	6	4				10	7	
仁左衛門	471	443	28	0	443	11	5			3	19	11	
自(小)作経営層	繁作	233	142	91	0	142		1	5			6	3
	九衛門	304	304	0	0	304	5					5	3
	彦右衛門	325	325	247	0	78	9				1	10	8
	文吉	228	228	0	0	228	5	2				7	6
	藤助(離農)	217	217	0	0	217	4	3		1	3	11	8
	金兵衛	326	126	200	0	126	4	4				9	8
	喜右衛門	251		0	0				8			8	8
	庄兵衛	204	204	0	0	204		7		1		7	6
	又七	302	302	0	0	302	3	7		1		11	8
多治右衛門	327	443	187	0	140	5	2				8	5	
自作経営層	半兵衛	52	0	52			1	1				2	2
	與作(松前)	0	0	0									
	與十郎	243	52	(190)			1					1	1
	重三郎	97	0	97			1	1				2	3
	市十郎	98	0	98				1	1		1	3	3
	長七	98	0	98			1	4	1			6	5
	多弥	126	0	126				5	1			6	5
	與吾衛門	54	6	48			1	1				2	2
	喜八	127	0	127			2	2		1		5	5
	中里	0	0	0									
	與平	183	0	183			1	2			1	4	3
	吉兵衛	92	0	92			3	1		1		5	5
	五兵衛	45	0	45									
	久衛門	131	9	122				6			1	7	6
	宇兵衛	0	0	0			1					1	1
	利兵衛	31	0	107			1	5		1		7	4
	與左衛門	13	0	13			2	1			1	4	3
	源吾	31	0	31				1			1	2	1
	重助	40(67)	40	20			1	1				2	2
	五郎吉	138	0	138			1	5				6	6
	清十郎	8	0	8				4			2	6	4
善四郎	70	0	70			2	3				5	4	
孝右衛門	163	0	163				6				6	4	
長吉	54	0	54				1				1	1	
鉄太郎	0	0	0										
勘左衛門	11	0	11				1				1	1	
* (正吉)	0	0	0										
與重郎	0	0	0			1	1			1	3	3	
喜三郎	27	0	27						1		1	1	

注：1. 等級別筆数は判明している部分のみをカウントし、不明な場合は n.a. としている。
 2. 尚、これは圃場図(名寄図)におとしてからカウントしたものであるので必ずしも正確な筆数とはなっていない。
 3. 団地数はほぼ圃場同士が隣接している場合は1団地としてカウントしている。

農地改革後の状況							改革後の筆数の移動状況																				
面積		等級別筆数(田)					団地数	移動した筆数					移動しなかった筆数					移動してきた筆数									
経営地	自作地	上	中	下	糯	n.a		Σ	上	中	下	糯	n.a	Σ	上	中	下	糯	n.a	Σ							
353	353	11	3		2	16	5	6	2				8	4	1				1	6	7	2		1			10
353	353	7	2			9	6		1				1	7	2					9							
308	308	3	7			10	5	4	3		1		8	2	2				1	5	1	6				3	7
353	353	6	5	1		12	4	5	2			1	8	5					5	1	2	1				3	7
355	355	9	4		2	15	4	7	1				8	7	2				10	2	2			1			5
354	354	5	10	2	1	19	11	2	2	1			3	3	7	1			13	2	3	1				6	
354	354	9			1	11	4	3	2	1			6	6				1	8	3						3	
353	353	3	1		1	6	2		1				1	3	1	1			5								
354	354	9	5		1	16	6	1	3				4	5	4				10	4	1			1	6	6	
352	352	3	4		4	11	5							1	1				1	3	3			2		8	
353	353	3	7		2	12	7	1					1	3	5			2	10	1	1					1	
355	355	4	4		1	10	5	1					1	3	3			1	7	1	1					2	
353	353	7	2		1	10	5	3	5				8	4	2				6	4				1	5	6	
353	353	8	4		2	14	7	6	3	1		1	10	5	2			1	8	3	3					6	
234	234		1	5		6	3							1	5				6								
305	305	4	1			5	2	1					1	4					4		1					1	
325	325	9	1			11	7	1					1	8				1	9	1	1					2	
227	227	3	5			9	4	2					2	3	2				5	1	3					4	
217	217	3	4			8	6	1			1	3	5	3	3				1	7	1	1				1	
326	326	5	4		1	11	7	2	1				3	4	4			1	9	2	2		1			3	
254	254	7	4	1		12	6		6				6	3	3				3	7	1	1				9	
205	205		7			7	6							7					7								
301	301	3	8		1	12	5	3	1				4	1	6			1	8	2	2					4	
327	327	5	3		1	10	5	1					1	5	2			1	8	1				1	2	2	
74	74	1				1	2	1		1			1	1					1	1						1	
22	22																										
243(82)	243	1				1	2	1	1				1	1					1								
100	100	1	1			4	6	4		1			1	1	2				2	1	2					3	
100	100		3	1		4	4	2				1	1			1			1	1	3					3	
128	128	3	2	1		6	4	2					2	1	1	1			3	2	1					3	
174	174	1	4			2	7	5		1			2	2	3				3	1	1			1		3	
59	59	1				1	2	1					1	1					1								
169	169		3			3	3	2			1		3	1	2				2		1					1	
16	16					1	1	1											1							1	
203	203		1			4	5	2	1	1			2		1			1	2	3						3	
162	162	1	1		1	4	4	2					2	1	1			1	3	1	1					2	
89	89																										
147	147		7			7	4		1			1	2		5			1	6		2					2	
43	43	1				1	1							1					1								
140	140		7			7	2	1	1		1		3		3				3		3					3	
50	50	2				1	3	2					1	1				1	2								
86	86		1			3	4	2						1		1			1	1						3	
99	99	2		1		2	5	2		1			1					1	1	2	1	1				4	
173	173	2	3			5	5		2				2	1	3				4	1						1	
82	82	2				1	3	3		2			2		2			1	3								
118	118	1	1			3	5	4	1	2			3	1	1				2	1				1	2	2	
201	201		6			2	8	5						6					6					2		2	
98	98	1	2			3	3							1					1	1	1					2	
53	53																										
23	23		1			1	1							1					1								
14	14																										
65	65	1	1		1	4	3							1	1			1	3								
70	70		1			1	1												1								

「交換分合をいわば前面に出した農地改革」といえるが、交換分合であるから、農地の集団化・団地化が前提になっている。とりわけ、自宅からの距離、幹線道路等のことを勘案しても、旧支配層である「地主自作及び自小作（小自作）大経営」層なり「自（小）作」層に優位に働いていた側面が強い。かかる旧支配層が面積的にも農地を専有する部分が多かったので当然と言えば当然である。但し、詳細に見れば、「小作経営」でも一部には優位に働いている場合もあるし、「地主自作及び自小作（小自作）大経営」層でも不利に働いている場合もあるので明確には出来ない。

ところで、掲載した表5は屋号で示しているが、図は当時の世帯主の名字を省いた名前で示しているので確認が難しいかもしれない（あえてそのようにしているので悪しからず）。ただし、基本的には、農地の団地化は、当時の日本農業の抱える「零細分散錯圃」という現実と比較するならば、その後の生産力水準を高める大きな要因、とりわけ、その後の機械化体系への対応等により、1955年には水稲収穫量450kgを達成する庄内農業の戦後段階を作ることになったことをみると、交換分合のもつ意味は高かったとみるべきだ。

3. 小括—農地改革による自作農的「富農層」の形成—

一般的な日本の農地改革研究の方法とは違い、「北平田村農地改革」の特徴を「むら」レベルのいわゆる「集落（部落）文書」を利用しながら検討してきた。とりわけ、個別農家の経営地を一筆ごとに整理し、名寄せ帳（図）に落として確認するというモノグラフ的検討をすることにより、日本の農地改革の特徴としてその最大の受益者は1～2haの当時の中農層で優位に実施されたという定説とは違うことを確認した。では、その点を若干小括しておきたい。

第一に、農地所有をいわば等閑視した形で経営地、その経営地規模を前提に農地改革が実施された。すなわち、耕作面積上限三町五反という独自のものが設定され、それを基準に実施された。注意を要するのは、周知のように中央農地委員会が都道府県別保有面積が1947年3月28日に決定され、同4月10日

に告示され、それを受けて山形県農地委員会によって各市町村ごとの保有上限が決定され、北平田村は4町4反と決められた。しかし、北平田村は前述のごとく、耕作面積上限三町五反という独自のものが設定された。当時の北平田村農業会が中心になり、部落長・農家実行組合長等の代表者を集め、北平田村「交換分合委員会」が結成され、これに北平田村農民組合も参加して耕作面積上限を田畑合計3町6反5畝（畦畔を除く）のうち水田3町6反未満－これが村の人が言ういわゆる三町五反－という独自のものである。ちなみに当時の農業会長は庄司勘作であり、また農民組合長も庄司勘作であった。また当時の農地委員会会長は庄司勘作であった。この庄司勘作は、当時の山形県食糧調整委員でかつ山形県のその代表者として中央の会議等にも出席していた。その点からすると北平田村農地改革での耕作面積上限三町五反という独自のものが可能だったのは庄司勘作の影響も強いと考えられる。しかし、何故、四町歩を超える大規模経営の農家が存在した北平田村で耕作面積上限三町五反と縮小したものが可能だったのは、当時の庄内地方の地主制のあり方にも関わっている。すなわち、二千町歩大地主本間家を頂点にして在村の中小地主の農村支配が重層的であり、またその本間家及び在村地主の差配人は自小作層であった。自小作大経営層が差配人であり、小作もしているために北平田村農民組合のメンバーであった。ちなみに、戦前の小作争議のリーダーであった庄司勘作の農地委員会委員長は、農地委員としては自作地1.6町、小作地1.6町であったが、自作階層の農地委員として選出されている。このように自小作大経営、小自作大経営は具体的な農村の指導層・支配層となっていたために山形県農地委員会が保有上限4.4町より少ない3.5町が可能であったと思われる。同時に自小作大経営、小自作大経営の大規模経営は戦時体制期のあとつぎ層・年雇（若勢）の兵隊徴用等による労働力不足を前提にすると、やや小粒の保有の方が経営としては可能であろうと考えたからでもある（戦後は復員してくるが）。

第二に、かかる自小作大経営、小自作大経営主導による農地改革は、いわゆる経営地の大きさというよりも、自らの経営地の団地化・集団化による「交換



図1 農地改革前の経営地の存在形態



図4 農地改革後の「地主及自作」層の経営地の存在形態



図 6 農地改革後の「自(小)作経営」層の経営地の存在形態



図8 農地改革後の「小作経営」層の経営地の存在形態

分合」を前提に実施されたことに特徴がある。自小作大経営なり地主自作層は交換分合を通じて小作農に分配するということと、自らの経営地に有利な農地の団地化・集団化に成功し、結果的には小作人に分配したのは比較的劣等地であった。小作人は所有地を持っていなかったため、自作地の面積が増えれば良い。自小作大経営なり地主自作層は比較的優等地を集積していた。その優等地は、地味という点だけではなく、排水条件、自宅に近い耕作距離等が良いものが多い。このことが、農地改革後の生産力的な基盤を作り得たとも言える。

すなわち、かかる農地改革の結果、かつての自小作大経営、小自作大経営の大規模経営＝富農層形成を展望させたのは事実である。これが改革後の戦後農業生産力増大の牽引車となり、1955年の水稻収量450kg台を達成し、庄内農業の戦後生産力段階を作る。ある意味、その大規模経営＝富農層が集落＝むらの中心になり、土地編成の秩序を作っていくことになる。

【本論文は2015年度松山大学特別研究助成の成果の一部である。】